

事前質問一覧(資料4－1成果目標設定関係)

No.	頁	項目	ご質問	回答	所属団体等	委員名
1	2	4障害児支援の提供体制の整備等 ④主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保:各市町村又は圏域に1カ所以上	「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」(改正法)が令和8年7月31日公布、令和9年4月1日施行となるが、その基本理念に医療的ケア児らが基本的人権を有する個人として尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を送れるようにすることが明記されている。 その中で、新たに保育所に喀痰吸引などができる介護従事者の配置や家族の負担軽減のため、一時預かり、夜間の居宅における福祉・保健医療サービス、通学の移動支援などを受けられるようサービス事業所への看護師等の配置促進を規定している。 ④について、県の成果目標案は国指針と同様の目標を継続としており、児童発達支援事業所や放課後等児童デイサービス事業所の確保に限定している。 今回の改正法も踏まえた上で、県の成果目標案へ保育所や居宅における福祉・保健医療サービス事業所も含めた事業所の確保を盛り込めないものか。	今般の医療的ケア児支援法の改正による各種支援施策の充実を踏まえた成果目標の設定については、法改正を踏まえた国の基本指針の改正内容、改正法の施行通知、報酬改定に伴う関係告示の内容等を確認するとともに、市町村単位の支援ニーズを踏まえ検討すべきものと認識しております。	青森県社会福祉協議会	川嶋由紀子